

# 平成27年6月定例教育委員会議事録

平成27年6月29日（月）午前9時00分～

## 1 日程説明

### ○中島委員長

皆さん、ご起立ください。おはようございます。ただいまから平成27年6月定例教育委員会を開催します。よろしくお願いいたします。それでは教育総務課から日程説明をお願いします。

### ○林教育総務課長

本日は議案3件と報告事項7件、計10件となります。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

## 2 一般報告及び議案の概要説明

### ○中島委員長

では教育長から一般報告及び議案の概要説明をお願いします。

### ○山本教育長

おはようございます。6月議会があつて、少し間が空きましたので、たくさんありますけれどもよろしくお願ひします。レジュメはお配りしておりますが、5月15日にレオナルド・フジタ展のオープニングレセプションがございました。ポーラ美術館が箱根にあつて、丁度噴火がありましたけれども、館長さんをお呼びし、翌日に鳥取県出身の木島俊介館長に特別講演をしていただきました。7月5日までですので、まだご覧になっていない方はぜひご覧になってみて下さい。

本年7月30日に、全国の公立小中学校の女性校長会の全国大会が鳥取で開かれることになっておりまして、その開催の関係で、5月18日に来られた校長会の代表の方と、女性の管理職をどう育成していくかというようなことについて意見交換をさせていただきました。校長さんからは、女性のミドルリーダーが、校内で子育てとか介護だとか、そういったことでなかなか将来展望が持ち難いんだというようなことがありまして、自分たちは女性管理職なので、相談してもらえば体験など話せるんですけども、キャリアについて相談できる人が、特に中学校などで身近にいないということなどが、キャリアを作っていく上でイメージが持ち難いことがあつたりするのではないかとというようなことがありました。それから、管理職試験そのもので女性を優遇するということはできないんですけども、その前段で、例えばミドルリーダーみたいな女性を集めて研修会をやつたりというようなことは、今の法令体系でも可能ではないかといった意見がありましたので、参考にさせていただいて取り組んでいきたいと思ひます。

5月21日には、鳥取大学との意見交換会、これは例年やっておりますが、報告事項で資料を配布しておりますので、そちらをご覧いただきたいと思ひます。当方からは附属学校と少し連携を深めて、附属学校を鳥取県の学校のモデルとして、そこに行けば鳥取県が目指す教育が実践されているというような状況に、ぜひしていただきたいということで、私たちが目指しているモデル的な取り組みなどと連携してやっていただけないかといった提案をさせていただきました。具体的な取り組みについては、今後担当レベルで学校サイドも含めて協議を進めていくということになりました。大学からは大きな話で、地（知）の拠点大学ということで、地方創生推進で生き残りをかけて、鳥大もいろいろ取り組んでおられるわけですが、地元の高・大の連携をもう少し深めていって、地元からの入学者も以前に比べると減つておりますので、そこをもう少し増やしていって、その学生さんも地元に残つて、鳥取県の中でそういったものをより強固にしていきたいといったようなことで、協力依頼がございまして、鳥取県としてもぜひ進めていきたいと考えているところですので、そうしたことについて取り組んでいくといったことが話し合われたところです。

5月27日、6月3日には、いじめ、あるいは不登校の関係で、本部会議でありますとか、協議会を開催させていただいております、詳しくは報告事項の中で報告させていただきますが、平成26年度の速報値のデータ、これは公立学校関係だけですけれども出ましたので、そうしたことに基づいて意見交換を行ったところでして、特に不登校について中学校の2年生、今までは中学校1年生が小学校から中学になるときに増えるということが課題だったんですけども、2年生が50人近く、ぼんと年度で増えております。いろいろ分析はしているんですけども、また非行型の不登校というのが、全県に広がっているより、特定の市町村の特定の学校を中心に増えていて、これにしっかりと対応して、スクールソーシャルワーカーとかを通じて、家庭にアプローチしていくようなことが必要になっているのではないかとというようなことがありました。いじめ対策連絡会議は昨年立ちあげたんですけども2年目となりまして、昨年度はどちらかという、どこがどういうことをやっているという情報共有で終わったようなことだったんですけども、本年度は少しテーマを決めて深く掘り下げていって、新しい施策だとかを意識付けをしていってはどうかというような意見が出ていましたので、そうした取り組みにしたいと思っております。

5月28日に、教職員トップセミナーということで、学校における、あるいは事務局におけるカイゼン運動を進めておりますが、そのキックオフという位置付けで、本年度13校をモデル校として取り組むことにしております。昨年度倉吉西高1校でやったんですけど、その取組を広げていくということで、その管理職等々を広く学校、教育委員会に呼びかけ、研修会を実施いたしました。その後、順次モデル校にコンサルタントに入らせていただいて、学校ごとにそれぞれ研修の実施を進めているところです。あるいは改善の進め方等について具体的なアドバイスを得ながら進めることにしていますが、学校ごとの研修会をやると、少しずつ改善のイメージが教職員の方々に湧いていくということで、これなら取り組んでいけるんじゃないかということが出てきているということですし、入らせていただいているコンサルタントに聞くと、倉吉西高は2年目に入って随分教職員の意識が変わってきており、去年に比べると一段と改善に向かう意欲だとかが出てきているということを感じたと言われるので、若干手応えを感じつつ取り組みを行っているところであります。

6月3日、イクボス宣言というものを私がするということになりまして、これは長時間労働の削減でありますとか、部下の仕事と家庭の両立を応援するボスとなるということ、知事でありますとか、警察本部長、経済団体の長の皆さん方と共に宣言をしました。これは「日本創生のための将来世代応援知事同盟」というのがありまして、岡山で会があって、そこで知事、幹部が「イクボス」をやるということで宣言をされ、それを県内に広めていこうと知事から呼びかけがあり、丁度私どももカイゼン運動で、職場の環境を良くしていきましょう、ということをやっているところですので、その延長で賛同させていただいたところでございます。今後「イクボス」をどんどん広げていくということで、事務局の管理職の皆さんにも声かけをさせていただいております。

それから同じ日に、新規高等学校卒業生の求人要請ということで、鳥取県の経営者協会をはじめ、経済団体に対して、労働局長あるいは知事と共に協力依頼を行ったところでございます。この年度末は就職内定率が99.8%で、決まらなかったのは3人だけですが、この3人もその後就職が決まっている状況でございます。そうしたことのお礼とともに就職希望者の割合は少しずつですが、年々増加している傾向にありますので、本年度についても引き続き求人活動について広く協力依頼を行ったところでございます。

6月5日から26日まで、6月の定例県議会でもございました。選挙後初めての議会ということで、非常に多くの議員が質問に立たれまして、一般質問も35人中30人が出されたんですけども、教育委員会にもそのうち半分の方から質問がございました。詳細は別途議事録の速報版をお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思いますが、美術館の整備でありますとか、鳥取養護学校の看護師の辞職についてでありますとか、青少年社会教育施設の指定管理の導入の是非について、それから丁度この期間中に公職選挙法の改正案が通ったこともあって、主権者教育について関心が高まっております。その他豊中市で交通事故がありましたので、通学路の安全確保や、平成31年度以降の県立高校の在り方等について議論が行われたところでございます。

6月18日には、来年度中学校等で使用する教科用図書の選定に関して審議会に諮問しておりましたが、その答申を受領しております。そのことについては後ほど報告させていただきます。一般報告については以上でございます。

それから、議案について概要をご説明申しあげます。本日3件の議案を提案させていただいております。議案第1号、平成27年度アクションプラン（6月補正後）につきましては、本年度は県議会議員の選挙がありまして、当初予算は骨格予算編成ということでございましたが、今回その肉付けとなります補正予算が成立したことを踏まえ、あらためてアクションプランについて本年度全体として取り組むものをまとめたということで、その新規事業等を追加するものでございます。

議案第2号、鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則及び鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正については、両施設について指定管理者制度を一部導入することについて、この度条例改正で、議会の了承を得ましたので、関係機関の規則を改正するものでございます。

議案第3号、鳥取県文化財保護審議会への諮問についてでございますが、現在母屋が保護文化財に指定されております、鳥取市河原町の木下家住宅につきまして、それ以外にも土塀でありますとか、茅葺門・土蔵等の追加の指定をすることについて、審議会に諮問をするものでございます。以上簡単ですが、よろしくご審議の程お願いいたします。

○中島委員長

一般報告について何かございますか。

私は ICT 活用教育推進会議の概要というのを、少し教えていただけたらと思います。

○林教育総務課長

また後程、説明いたします。

### 3 議 事

#### (1) 議 案

##### 議案第1号 平成27年度アクションプラン（6月補正後）について

○中島委員長

では議案に入ります。本日の署名委員は、佐伯委員と松本委員にお願いします。ではまず第1号について説明してください。

○住友教育総務課参事

第1号は、平成27年度アクションプラン（6月補正後）についてであります。今年度の予算は、知事選の関係で2月が骨格予算で6月が肉付け予算ということで、骨格予算についてのアクションプランは既に作成済みですけれども、6月補正で計上した肉付け予算についてアクションプランを作成しましたので、これについて議決を求めるものであります。追加した事業は三つです。10頁をお開きいただけたらと思います。一番下です。「美術館整備基本構想策定事業」ということで、美術館整備にかかる基本構想策定を作成するとともに、県民の意見を聞くための県民意識調査とかシンポジウムを開催するというものです。続きまして、16頁をご覧ください。上から四つ目の事業です。倉吉養護学校の「水治訓練室整備事業」ということで、倉吉養護学校の水治訓練は倉吉市営プールに通って実施していたんですけれども、時間がかかるものですから養護学校内に水治訓練室を作るというものです。続いて最後ですけども25頁をご覧ください。上から三つ目です。「祝・三徳山・三朝温泉、日本遺産初認定記念事業」ということで、日本遺産に認定されたことから、様々な情報発信をしていこうというものです。以上三つの事業を6月補正後のアクションプランということで作成しました。説明は以上です。

○中島委員長

審議すべきこととしては、この三つが加わることについて、ということでしょうか。

○住友教育総務課参事  
そうです。

○中島委員長  
それぞれ、いくらぐらいなんですか。

○住友教育総務課参事  
水治訓練室は、総額では2億3千万円かかるんですけども、2ヶ年事業ですので、今年は1億9千7百万円です。続いて美術館の関係ですけども、989万円余です。後は三朝温泉・三徳山の日本遺産の関係では329万円余です。

○中島委員長  
329万円で、どれぐらいのことができるんですか。

○木本文化財課長  
日本遺産の関係では、県外の方においでいただきたいということで、東京と大阪で、三朝学ということで三朝の歴史だとか美術だとか自然だとか、いろいろ魅力がございますので、そちらで歴史講座的なものを、それぞれ5講座ずつほどさせていただきたいと思います。

○中島委員長  
1回何人ぐらいの想定なんですか。

○木本文化財課長  
一番大きい講座は250人ぐらいで、一講座だけ大阪で250人ぐらいの定員で考えておりまして、他は5～60人ぐらいで、と思っています。

○中島委員長  
よろしいですか。  
では、第1号につきましては原案どおり決定いたします。

## 議案第2号 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則及び鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正について

○中島委員長  
それでは議案第2号について説明をお願いします。

○岸田社会教育課長  
議案第2号、鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則及び鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則一部改正について、説明をいたします。1頁をご覧いただきたいと思います。6月議会におきまして、県立のこの二つの青少年社会教育施設に関します条例改正が可決されました。この条例改正に伴って、現在施行しております規則を条例に合わせて改正するものでございます。概要でございますけれども、二番の付則案の概要をご覧ください。(1)に書いてございますように、条例に規定された所掌事務以下、利用許可の取消しに関する規定を削るというものが大きな項目でございます。2頁以下に、改正後、改正前の表をつけております。2頁のところの上を見ていただきますと、改正前では規則の方に所

掌事務、職制、休所日等が規則で定められておりました。これを新たに、この管理運営に一部指定管理者制度を導入することに伴いまして、これらの内容を条例の方に全て持っていくようになりました。そのため、重なりますこの内容を規則から削るという内容でございます。また、1頁の2の(2)で使用料の減免の手続きに関する規定を削るものであります。これは、条例上では、知事が減免の手続きの減免をすることができる規定でございましたけれども、これを新たに指定管理者制度の導入に伴い指定管理者が行うことになりました。この関係で規則に書いてありました手続き規定につきましても、知事の行為のところを削らせていただいたところでございます。その他所要の整備を行っているところでございます。施行日につきましては、減免規定を平成28年4月1日とし、それ以外を公付日とするものでございます。これらの規則の改定に関連いたしまして、9頁10頁をご覧いただきたいと思っております。9頁では、1番に先程ご説明させていただきました条例の一部改正につきまして、先の6月議会に提案させていただき、可決されたところでございます。先程の規則の改正の説明と重なりますけれども、条例の方ではこれまで規則の方で定めていた内容のものを、新たに条例の方に明記させていただき、指定管理者制度の一部導入という内容を条例の中に追加させていただいたところでございます。

2番ではそれに伴いまして、関連予算についても提案をさせていただき、関連予算につきましても提案のとおり可決をされたところでございます。ただ、2番の(3)にございますように、可決に当たりましては、議会の方から附帯意見が付されたところでございます。附帯意見は(3)番に書いてございますけれども、かなり長い文で、前段はこれまでの指定管理者制度導入の検討の経過が述べられております。ポイントになりますのは、下から四つ目の「しかし」以降でございます。「社会教育の錬成に加えて、生涯学習を提供する施設機能充実を目指すためには、質の高い体験プログラムの開発実施や、それを担う指導員の拡充が必要である。したがって年間研修生を2名とし、通年で4人役の指導體制として、指導員の体制整備強化について早急に検討することが肝要であると認識する」という内容の意見が付されました。これまで3年前の事業棚卸しが発端で検討を始めたわけですが、この両施設とも学校教育との結び付きが強いということもあり、教育施設としての機能充実は当然のこととして進めているわけですが、一方、利用者の約4割を占める一般県民の方向けのプログラムの充実といったことも力をつけていくべきということで、議会の方からも生涯学習機能の強化ということが付されたところでございます。そしてそのためには、まずは指定管理者制度の導入だけではなく、指導員の体制の強化が必要であるということから、議会の方から具体的な何人役というカタチで付されましたけれども、指導體制の強化が必要であろうということで検討すべきという意見も付けられたところでございます。現在両施設とも通年で3人役の指導員体制でございますので、新たに1人役を加えて4人役の指導員体制にするということで、その充実を図るべきということで、これから教育委員会としましては、来年度予算要求におきまして、1人役を付ける根拠、それから1人役を加えた後の体制といったことも理論整備をして、予算要求を図って参りたいと考えているところでございます。今後の予定でございますけれども、来月には募集要項の審査のための審査委員会を開催したいと思っております。そして9月には、審査委員会を開催し、候補者を決定し、11月の定例県議会の方には指名候補者の指定議案を提出をさせていただきたいと思っております。年明けの1月には指定告示をし、2月から3月にかけて事業者の方と協定を締結し、業務の引き継ぎを行い、4月1日から事業運営がスムーズにいくように進めて参りたいと考えているところでございます。10頁につきましては、これまでご説明させていただきました指定管理者の一部導入についての考え方、そしてその運営体制の図式を付けさせていただいております。繰り返しになりますけれども、来年度4月1日からの運営体制につきましては、指導業務部門につきましてはこれまでどおり県直営で行い、施設の運営業務なり管理業務の方につきましては、指定管理者の方に委託をするという二つの体制で進んで参りたいと思っております。これを束ねる所長の方にはマネジメントの強化ということで、運営体制の強化をしっかりとやっていただくよう、これから所の方と連携を図って参りたいと思っております。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○中島委員長

いかがでしょうか。

○坂本委員

生涯学習ということも両方兼ねていると思うんですけども、利用者側からは利用料金とか、何か変わることはあるんですか。

○岸田社会教育課長

利用料金については現在の料金の上限というのを保っていきたいと考えております。今は学生以下は無料で使われます。一般の方でもかなり低額で利用いただいております。それは一つには親子で使っていただきたいということや、子どもを含めたあらゆる世代の方が一緒に、あそこで体験をしていただきたいということから、あまり負担にならないようなかたちで。これは近県とも同じような趣旨で低額で行っておりますので、大山、船上山についても、指定管理者導入に当たっても、利用料金の上限というのを守っていきたいと考えております。

○坂本委員

このあいだ拝見したんですけども、トイレの整備とかも身障者用のトイレも配置して使いやすいなと思ったので、よろしくをお願いします。

○中島委員長

附帯意見なんですけど、先程おっしゃった「しかし」以下なんですけど、用語の確認というか、内容の確認なんですけど、「社会教育錬成に加えて生涯学習を」というと、我々はなんとなく社会教育と生涯学習というのを、割とほぼイコールぐらいで使う印象があるんですけど、これは青少年の社会教育に加えて、という意味合いですか。

○岸田社会教育課長

内容の方を確認いたしますと、「社会教育」というのは、学校教育との結びつきの強い青少年向けの施設の機能から見て、最初の「社会教育の錬成」というのは、そういう意味での青少年向けに使っております。あと「生涯学習」というのは、県民一般向けということで、「あらゆる世代を対象」と理解しております。

○中島委員長

それで通年で3人役から4人役にして、年間研修生を2名と。これは、年間研修生と、3人とか4人とかいう部分の関係はどうなんです。全然別ものなのかどうか。

○岸田社会教育課長

今、研修生は3人体制で行っております。一人が1年研修生というかたちで行っておりますけれども、これを1年研修生を2名にするということで、新たに1人役をプラスするというので、これまで3人役だったものを4人役にするというふうな。

○中島委員長

研修生2人を1人役と数えるということですか。

○岸田社会教育課長

すみません。研修生のうち一人が1年研修生なんですけども、2人が半年の研修生です。ここの内訳をどうするかというのは、これから財政当局との話になり、また所の運営体制を検討してもらわなければいけないんですけども、そこが分かりにくいかもしれません。

○中島委員長

通年に換算すると、研修生が通年が1人と、半年ずつが2人だから、通年だと2人ということになるんですね。

○岸田社会教育課長

今、正職員が1人配置されております。これは指導員1名です。そして派遣研修生というのが3人おります。3人のうち1人が1年研修生で、残り2人が半年研修生で、合わせて3人役というかたちになります。今回、議会の方から附帯意見が付きまして年間研修生を2名というのは、今1名の1年研修生をもう1人付け加えることによって、合計3人役が4人役になるというかたちに強化をすべきとご意見をいただいているところです。半年研修生は春先、それから夏場が一番利用者が多いものですから、半年研修生を学校の方から、教員に研修生として入っていただいて、ピーク時の利用者の対応に当たっていただいているというかたちで、年度の前半に半年研修生の方を配置をしているところです。

○中島委員長

研修生はやがて指導員になるものなんですか。

○岸田社会教育課長

必ずしもそういうものではないです。教員の研修生の方には体験学習の経験を積んでいただくということから、1年研修、半年研修ということで入っていただいております。この派遣期間を終えたら、学校現場に帰って体験学習で学んだ成果を学校での運営に役立てていただくというかたちで、必ずしもそこに残って正規の指導員になるというローテーションではないです。

○中島委員長

じゃあ、常勤で指導員としていらっしゃるの、今1人ということですか。

○岸田社会教育課長

1人です。

○中島委員長

体制としては、4人になれば充実するだろうということですか。

○岸田社会教育課長

当初は、こういうふうに1人役が付くということは、事務局としては予想していなかったんですけども、指定管理者制度の導入で、事務の効率化のメリットを生かして、指導業務の強化、指導員への補助業務の強化というかたちで指導員の業務が軽くなり、それが新たなプログラム作りの方に力をシフトできるというかたちで効果があるだろうと思っていましたけれども、新たに指導員が1年研修生であっても1名付くことによって、より充実したプログラムなり研究の時間が取れるというかたちで、更に強化が図られるだろうと思っております。

○中島委員長

それで一番肝腎なプログラムの開発というのが、本当におもしろいものができていって、まさに鳥取県でなければできないような体験の場というのを作っていけるかということになると思うんですけども、そういう意味での内容に関するチェックというか、確認したりとか、そういう進捗状況を確認したりということは、どういうふうに行われるんですか。

○岸田社会教育課長

3年前の業務棚卸しの際にも、この両施設には第三者的な視点が入っていないということで厳しい指摘を受けました。翌25年度から第三者評価機関である運営委員会をそれぞれの施設で立ちあげまして、評価をいただいております。今回指定管理者制度導入に伴って、来年度から新たな運営体制・運営方針のもとに進みますので、この第三者評価機関である運営委員会を引き続き常設させていただいて、ここで年度

当初、年度末において計画の検討と実施の検証評価をしていただくというかたちで、第三者の方の視点なり考え方も入れていこうと考えています。

○中島委員長

私の印象ですけど、今までの第三者委員会というのが、プログラムについての判断をするというよりは、もう少し経営的な部分、運営的な部分についての判断をされているという感じがしたんですけども、プログラムについても踏み込んで色々チェックしていこうとなるんでしょうか。

○岸田社会教育課長

確かにこの2年間というのは、管理のありかたに議論が集中して、個々のプログラムの中身に時間が取れなかったということがございます。今年度からは、来月から第一回の運営委員会が開かれるんですけども、具体的な中身に入ってもそれがどういう効果を出しているのか、もう少しこういったようなやり方はどうなのか、という踏み込んだご意見もいただきたいと思っております。更に鳥取県には国立の青少年の施設がございませんけれども、国立なんかと連携した高度なプログラムの設定ということについても強化を図っていきたい。これは昨年度の運営委員会でもそういうご指摘がございましたので、一つの施設の中で考えるのではなくて、国立なんかで既にできているプログラムなんかも導入したり、大山、船上山の方に導入できないかというようなところでの検討というのを、あらゆる角度から検討してもらいたい。そういった他の施設での成果についても運営委員会の中で見ていただきながら、チェックしていただきたいと思っています。

○中島委員長

私たちは、自然の家とかいうのは何となく古いイメージがあって、皆が宿泊にきて、半日ぐらい自然体験をして帰ってくるみたいにするんですけど、今我々が議論している鳥取県の教育の魅力をどういうふうに出していくかということを考えたときに、こういう施設が今までにない、どういう新しい機能の仕方を発見できるかということは、すごく大事なことじゃないかと思うんですね。それで第三者評価委員会ということが出てくるんですけど、今までの委員会の委員というのが、どうしても管理部分ということを主軸に見ていただくような人選になっていたんじゃないかという印象があるんですけど、もしかしたら違っているかもしれないんですけども、プログラムについて、しっかりとおもしろい意見を言ってくださるような人に入っていただくようなことはできるんですかね。

○岸田社会教育課長

委員の任期は2年をお願いしております、今の委員は後1年でございます。審議会の内容によって具体的なプログラムにシフトを置いた審議の内容というかたちであれば、そこに関わりの深い委員の方に入ってくださいというようなことも考えていきたいと思っておりますので、何人かはそこで入れ換えて、お知恵を借りたいということで、委員に入ってくださいとも考えていきたいと思っております。

○中島委員長

その点にあらためて力点を置いていただいて、おもしろい施設を作っていくんだという、まさに今自然の中での体験みたいなことが不足していると言われていた状況の中で、これは確かにおもしろいね、というプログラムを是非作っていただいて、全国に発信できるようなものにしてもらえるといいんじゃないのかな。

○岸田社会教育課長

はい、今回指定管理者制度導入ということで、経費削減・コストダウンということが議論の中心ですけども、本来は指導業務の強化というところで、いかに魅力あるプログラムを提供し、その評価をいただくかというのが最終目標でございますので、そこに重点を置いた議論なり、そういう第三者評価の体制を整えていきたいと思っております。



○中島委員長

ぜひ固定概念を脱却して、こんなこともできるよ、というようにやってほしいですね。

○佐伯委員

私は前、引率して、一泊二日で参加してきたんですけども、やっぱり利用者側の声というのは、結局アンケートのようなかたちでの答えはするんですけど、なかなか率直な意見として出しづらい部分もあったりします。はっきり言って指導者の方の指導方法というか、やり方によってはすごく充実したときもあれば、ちょっとこういうふうにしてもらったらよかったな、と感ずることもありました。今回のように研修生の方が2名だけけれども、ずっと専従でいらっしゃる方が2名ということになると、内容的に、子どもたちへの関わり方が充実してくると思います。それと併せて先程から出ているプログラムなんですけれど、割と例年提案されるかたちが決まったものになっていて、それはそれとして引率側としては慣れている部分もあるんですけども、やっぱりそれぞれの自然を体験するとか、普段の生活の中ではできないことをやってみるという良さがあります。かなり長い前に打ち合わせに行ったりしますので、そここのところで新しく「こういうことができるようになりました」ということを示していただいて、それに参加していき、それをやってみたら「こういうことが良かった」とか、「こういうところは難しくないのでやらせて欲しかった」という声を取り入れて改善していくという方法をやってくれと、すごくいいかなと思います。大山青年の家なんか、すごく立派な野外炊飯施設もできたんですけど、以前は自然の中で石なんかで組み立てる竈で、今は立派な竈ができてはいるけれども、2パターンをちゃんと提案してくださって「どっちでもいいですよ」と言われると、年によっては、ありきたりの施設でない方の、昔ながらの方で、ちょっとひっくり返るかもしれないけれども、こっちの方がより自然に近いと思って選ぶこともありますので、そういうことも利用者の声の率直な部分を汲み上げていただくと嬉しいと思います。

○岸田社会教育課長

大山、船上山とも利用者の声を見ますと、満足度はほとんど95%以上が満足というかたちでございますけれども、確かに言われるように、次も使いたいのであんまり変なことは言えないという事情もあると思います。数字に満足することなく、本当のところでの評価をやっていきたいと思います。先般も中四国の施設長会議が船上山であったんですけども、やはりいろいろところが工夫しながらいいモデルをやったり作ったりしていますので、前年度と同じものではなくて、あらゆるところが使っているプログラムなり、成果というものを共有しながら、試行的にどンドンやってみていきたい。そこからまた新たな需要なり、ニーズなりを探り出して、その成果を表に出していきたいと思います。これまで、あまりにもデータの整理というのが、人もいなかったということもあり、分析が弱かった点もありますので、1人役増えるという体制が整えば、分析する体制も組みやすくなりますので、しっかりやっていきたいと思っております。

○中島委員長

うちなんか、例えば鳥の劇場で演劇のワークショップをやるときに先生が、ただ丸投げで「何でもいいからやってください」みたいな感じになることが多いんです。やっぱり、できるならば我々の方も目的に合わせて、最近そうしているんですけども、メニューを提示して、学校側の、例えばクラスなりの課題と少しすり合わせて、「じゃあ、このメニューで、この方向で」みたいな感じで、カスタマイズしていくか、学校の先生の方も一緒にプログラムを考えるみたいなかたちの方が好ましいだろうと思うんです。丸投げのおもしろさもありますし、大山にしる船上山にしる、何しろ自然が圧倒的なので、それだけで十分という面もあるんですけど、こういう「現場と一緒にプログラムをやっている」という空気を作っていると、全然新しいものも出てくる話にもなると思いますので。

では、この議案はこれでよろしいですか。では第2号議案についても原案のとおり決定いたします。

## 議案第3号 鳥取県文化財保護審議会への諮問について

○中島委員長

では議案3号に移ります。

○木本文化財課長

はい、議案第3号。鳥取県文化財保護審議会への諮問についてお願いいたします。資料の1頁をお願いします。文化財の県指定に当たりまして、条例の規定により、鳥取県文化財審議会の意見を求めようとするものでございます。今回諮問したいと思っておりますのは、木下家住宅の追加指定でございます。木下家は江戸時代に大庄屋を勤めた家柄でございまして、鳥取市河原町の旧智頭街道沿いにございます。この主屋は既に県の指定文化財に指定しております。実際これは昭和49年3月に指定をしておりますけれども、この当時の建造物指定の方法といいますのは、主屋につきまして指定をするかたちのやり方です。ですので、指定当時に既に、今回追加指定をしようとするものもありまして、価値はあったんですけども、調査も当時は主屋しかしておりませんし、指定も主屋しかしていないという状況でございました。主屋の他にございますのは茅葺の門や、敷地周辺を囲む土塀、敷地奥の土蔵等の複数個が残っております。写真の方に左側に敷地正面から見ました門と塀の様子、右側の写真で敷地奥に立ちます土蔵の様子を載せております。これらは江戸時代以降の屋敷地の構成を主屋とともに、よく伝えているものでございまして価値を持つものでございます。そちらの方を追加指定したいと思いますので、ご審議の方よろしくお願いいたします。

○中島委員長

壮大な土塀って、どれぐらい長いんですか。

○木本文化財課長

かなり屋敷地が広うございます。ちょっと距離は。

○中島委員長

この写真に写っている土塀ですよ。

○木本文化財課長

そうですね。これは、ぐるっとございます。今、写真に載っているのはほぼ正面が一杯一杯写っていると思いますけれども、お隣にこれの倍ぐらいといいますか、長さの敷地がございまして、これは、ぐるっと四方。

○中島委員長

江戸時代、これはいつ頃ですか。何年ぐらい。

○木本文化財課長

何年ぐらいというのは、ちょっと分かりませんが、江戸時代中期のものです。

○中島委員長

300年ぐらい前というところですか。

○木本文化財課長

そうですね。

○佐伯委員

今これを誰が管理しておられるんですか。

○木本文化財課長

所有者の方は県外でお勤めだったんですが、2年ほど前に敷地内に新しくおうちを建てられまして、まだ県外とこちらの住宅とを週に半分ずつぐらい行来しておられる様子なんですけども、ちょっといらっしやらなかった時期も長かったものですから、少し傷みもきておりますが、これからは戻ってこられる方向だと思いますので、家の管理もされると思います。

○中島委員長

はい、では議案第3号も原案どおり決定いたします。

## (2) 報告事項

報告事項ア 平成27年度鳥取県教科用図書選定審議会の第1次、第2次答申について

○中島委員長

次は報告事項ですね。報告事項はまとめて説明していただいて、アからオについて説明をお願いいたします。

○小林小中学校課長

報告事項ア、小中学校課でございます。平成27年度鳥取県教科用図書選定審議会の第1次、第2次答申について報告いたします。4月の定例教育委員会で、来年度、28年度の中学校及び特別支援学校・特別支援学級の教科書の採択に関しまして、6項目の諮問事項をご協議いただきました。それにつきましては今回資料の90頁の方にあります。1番から6番までの六つの項目について協議をいただきまして、審議会の方に諮問をしたところでございます。1頁でございますが、この6つの諮問事項に対しまして、4月28日に第1次答申ということで答申がございまして、中島委員長に受けとっていただいたところでございます。1番から4番まで採択基準等、こういう項目について答申がございました。具体的には2頁から5頁ということで、これがその中身でございます。続きまして6頁でございますけれども、6項目のうち残り2つの項目につきまして、6月18日に第2次答申ということで答申をいただきました。これにつきましては中島委員長代理で松本委員に受けとっていただきましたけれども、中身につきましては、中学校の教科書に選定に必要な資料、そして特別支援学校及び特別支援学級における選定資料ということで、具体的にはページが多いですけども、次の7頁から89頁までが具体的な中身になっております。なお、この答申を受けまして、6月26日に、この内容につきまして各市町村教育委員会、そして県立特別支援学校の方をお願いをしたところでございます。以上です。

報告事項イ 特別支援学校における医療的ケアについて

○足立特別支援教育課長

続きまして、報告事項イ、特別支援学校における医療的ケアについて報告いたします。鳥取養護学校において、5月22日に看護師全員が辞職を申し出たため、医療的ケアができない状態になっておりましたが、その後の状況について報告させていただきます。現在の状況についてですが、看護師の確保につきましては、6月11日から中央病院、鳥取県看護師協会、白兔養護学校からの看護師の派遣を受け、医療的ケアを再開したところでございます。派遣人数は1日3人体制ということで派遣を受けております。その後、辞職を申し出ていた看護師1人と話し合いを行いました結果、6月15日から職務に復帰していただきました。病院の方からの派遣の看護師と合わせて、15日から4人体制で医療ケアを実施することとなりました。その後ここには書いておりませんが、6月26日、先週の金曜日から、1名新たな看護師を採用しまして、現在5人体制というかたちになっております。5人体制といいましても、今回新しく採用した方については毎日の勤務ではございませんので、最大一番多い日で5人体制ということでございます。ただ5人体制になりましたけれども、まだ現在すべての生徒に対しての医療的ケアを行うことができておりませんので、保護者による医療的ケアも継続してお願いしているところでございます。現在看護師への対応状況としまして、医療的ケアの必要な児童生徒33人のうち、ケアルームで実施しております16名についてカッコ書きで「看護師の対応」と入れておりますが、16名については看護師で医療的ケアを実施しております。その他、保護者による医療的ケア17名については、保護者に同伴していただきながらやっているところであります。ここににつきましては、今回1名、26日から採用できたということがございますので、学校では7月から、この17名のうち一部について、看護師によるケアの再開を予定しております。特に昼の時間帯はどうしてもケアが多くなるので、そこはどうしても保護者の協力が必要になりますけれども、それ以外の時間帯についてケアの一部再開をしたいと考えているところでございます。なお、引き続き看護師確保に向けた取り組みを行って参ります。特に看護師協会のナースセンターで潜在的な看護師の登録をしておりますので、ここからの働きかけをお願いしているところでございます。

次に、2として、安全安心な医療的ケアを実施するための環境整備ということで、これまで看護師等からの聞き取りの中で出てきたような課題について、当面実施する対応と、今後検討する対応に分けて整理させていただいております。当面実施する対応の①～⑥のあたりにつきましては、保護者からの医療的ケアの相談、要望を、組織として受けとめる体制として、①教頭、学部主事を窓口とする、ということを確認しました。また、内部の組織の話になりますが、看護師からの職務上の意見を聞く体制ということで、事務長、教頭が相談を受ける、という体制も明確化したところでございます。更に④にあります、養護教諭を、看護師をまとめるリーダー的な存在として位置付けて、組織的な対応、あるいは全体への目配りを養護教諭に充てるということを確認しました。これは、これまでも養護教諭が看護師をまとめるという役割を担っていたんですけども明確化したというものです。更には2番にあります、保護者からのケアの内容に対する要望に対応するために、学校医との連携を強化し、保護者と手技の内容等についても確認をするということ強化していくこととしております。更にはヒヤリハットに対する気づきの意識の向上にも取り組んでいくこととしております。

今後の対応につきましては、1番、2番のところで、看護師の勤務形態、今は非常勤職員の勤務でございますので、常勤的な配置も含めて、今後勤務形態を含め、体制強化について検討したいと思っております。今回の緊急的な対応としては、これまで1日5人の看護師体制をとってございましたけれども、1日6人体制で看護にあたるという体制にしたいと思っております。まだ現実にはそこまで看護師の確保ができておりませんので、それに向けて看護師を確保したいと思っております。また、保護者からの相談を受け付ける総合的な窓口、学校で相談を受け付けるわけですがけれども、教育委員会の事務局にも受け付けるような窓口を設置したいと思います。また、3、4のところにありますけれども、医療的ケアの実施に関してのスーパーバイザー的な役割を担う方を置くこと、あるいは医療的処置の依存度や医療リスクの高い児童生徒の学びの場について、今後特別支援学校における医療的ケア運営協議会を設置しておりますので、この協議会の中で議論を深めていきたいと思っております。この協議会については、外部の有識者、あるいは医師、学校医、あるいは保護者といった者がメンバーに入っておりますので、こうした中で基準づくりといった部分についても取り組んでいきたいと思っております。

なお、6月26日金曜日に、こうした現在での看護師の確保体制あるいは当面の対応についての保護者説明会を開催したところでございます。学校からは、看護師の今の確保の状況でありますとか、今後医療的ケアの部分を確認していく、教室での医療的ケアも一部再開していく、更には医療的ケアに関する学校

医との連携体制の強化、あるいは指示書による医療的ケアの実施等についても保護者をお願いをしたところでございます。こうしたことを受けまして、教育委員会の方からは、6月8日の常任委員会で、6人全員の看護師が辞職届を提出したという資料の出し方を常任委員会にしたものですから、マスコミの方にも6人全員が辞職届を出したというような書き方になっておりましたけれども、実際には一人の方が辞職願を出しておられませんでしたので、この訂正のお詫びをさせていただいたところでございます。

保護者の方からの意見としましては、看護師の確保に関連して、修学旅行、これは9月以降にありますので、修学旅行には看護師が同行するということになりますので、修学旅行がどうなるんだろうといった点、それから、保護者の要望を教頭、学部主事が受けるということで、医療的ケアについて教頭なり学部主事が理解してくれるだろうか、分かってもらえるだろうかといった点、更にはこうした取り組みをしていくということが教職員全体に周知されているかといったこと、医療的ケアについて学校の全体像が分からない、といったようなご意見があったところでございます。全体像がよく分からないという部分については、今がどの段階になっているのかという意味合いでございましたけれども、今は勉強会的な取り組みになっているけれども、将来的にどこまで医療的ケアを行う体制を取っていくのかということを示してもらいながら、今どこの段階なのかを教えてもらった方が、保護者としても協力がしやすいというようなご意見があったところでございます。

看護師の確保等については、全校あげて取り組んでいくということ、保護者の要望を聞くということに関しては、聞く体制については当然、教頭、学部主事が受けた後、看護師あるいは養護教諭も一緒になって対応を検討するということについてご理解をいただいたところでございます。また、教職員については、当然のことながら教職員への周知徹底といったこと、また、医療ケアの全体像については、少し学校の方でも教育委員会と検討して、大綱的なものを保護者にも分かるようなかたちで今後示していきたいということで対応したところでございます。以上でございます。

## 報告事項ウ いじめ・不登校対策本部会議及び鳥取県いじめ問題対策連絡協議会の概要について

### ○音田いじめ対策総合センター長

報告事項ウ、いじめ・不登校対策本部会議及び鳥取県いじめ問題対策連絡協議会の概要について報告させていただきます。最初に一般報告でもありましたが、第1回いじめ・不登校対策本部会議、これは教育委員会事務局内の関係課長と教育長及び兩次長で行いました。速報値をもとにした値ですので、この後、各市町村に確認をしながら、6月26日に正式な数字は文部科学省の方に送ったばかりでして、このときには速報値という値のみで協議をさせていただきました。いじめについての認識率につきましては、小学校で25年度に比べて17件の増、中学校においては16件の減、高等学校では8件減、特別支援学校では9件の減。トータルで昨年度に比較して16件の減というかたちになっています。学校基本方針をすべての学校が策定し、あるいは市町村でもいじめ防止強化月間等を設けて、いじめ問題の解決に向けた取り組み、また学校の方では、児童生徒による自主的な取り組みも広がってきているという状況も報告させていただきました。そういったことも効果をあげて全体的には認知件数が減っているのではないかと考えています。また、ネット使用の状況についても、いじめの原因ではあまり大きな動きはないですけれども、使用率が増えていることもあいまって、こういった調査を、今後社会教育課とも連携を図りながら、実態調査に入っていきたいと考えています。

不登校の状況についてですけれども、小学校は25年度に比べて9名増、中学校が46名の増、高等学校は45名の減。こうして見ますと、そこに平成21年度から6年間分のデータがありますけれども、特に中学校の数が23年から24年にかけて大きく減った後、24、25年は横這いだったんですけども、26年度が増えたという状況です。これにつきましては、下に学年別人数の推移の表がありますが、その表をご覧くださいますと、これは公立学校のみですから上の数字とは違っているんですが、中1ではプラ

ス2人、中3ではプラス4人に対して、中2がプラス48人ということで、中2の増加が非常に目立った1年間でした。

主な意見と今後の対策のところにもありますが、中2の増加が多く、ざっと見たところですけども、無気力、遊び非行型の不登校も増加していることが見えました。鳥取県については不登校の復帰率が高いということは、個別の復帰プランを立てて関わっていくことで成果があがっているということがあげられます。それから、スクールカウンセラーについては中学校区で取り組むということで、小学校にも随時出かけて行っていただくような体制を取っていますし、したがって、過去「中1ギャップのような」ということで表現された増加は、小中連携で少し抑えられて少なくなってきたんですけども、依然小6から中1にかけては不登校数が増えているんですけども、今回は中1から中2での増加が目立つという状況にあります。

また、いろんないじめのきっかけとなったことを見ても、学校以外の部分で本人の無気力感であるとか、あるいは親子関係といったようなこともありまして、今後そういった面でのスクールソーシャルワーカーの活用についても必要な状況かなと考えております。

3頁をご覧ください。6月3日に第1回鳥取県いじめ問題対策連絡協議会を開催しました。この会議では県の機関を含め、各学校の代表や団体から出席を願っているわけですが、メンバーの交代もかなり多かったので、第1回目については各機関からの実態の報告や情報交換を主に行いました。そちらについてはその下に、3頁4頁に渡って記載させていただいています。実際の各小学校長会や中学校長会、あるいは高等学校長会等から出た意見ですけども、やはり学校の方においては、かなりアンテナを高くして些細な変化、SOSを受け入れるような体制を取り、何かあればすぐ連携して、一人で抱え込まないような対応、ということに注意をしておられます。先程もありましたが、市町村単位で、そういういじめ防止月間のような取り組みが行われたり、あるいは中学校、高校では自主的なスローガンを立てるといったようなことも行われているということが報告されました。

また、PTA協議会では、昨年度いじめ携帯インターネットに関するアンケートを実施したので、27年度はそれを詳細に分析して、各学校に返していくという予定であるというお話をされました。また、夜9時以降は使用しないといったような取り組みもPTA単位等で広まっているというようにお話もありました。

(3)番ですけども、いじめ問題への取り組みについての協議になりまして、成果もあったんですけども、課題として周囲の子どもたちの意識を更に高めていく必要がある、というようなことも出され、昨年度から2年続けて出席されている委員さんの中から、もう少し個別具体的な課題について、グループでも話し合っただけで協議を深めて、それぞれ共通理解をしたらどうかというご意見をいただきましたので、第2回目以降には、テーマを絞って意見を深められるような会にしたいと考えています。以上で報告を終わります。

## 報告事項エ 平成27年度第1回鳥取県教育審議会生涯学習分科会兼鳥取県社会教育 委員会議の概要について

### ○岸田社会教育課長

報告事項エ、平成27年度第1回鳥取県教育審議会生涯学習分科会兼鳥取県社会教育委員会議の概要についてご報告いたします。1頁でございますけども、昨年度諮問いただきました県民カレッジのあり方、そして生涯学習の方向性について議論を進めており、去る5月25日に第3回目を開催したところでございます。その概要についてご報告いたします。1の議題の(2)番に意見の概要としまして、この3回目の分科会では、事務局の方から1回目、2回目の議論をもとに骨子案を提示させていただき、これをもとに議論を進めて参りました。骨子案につきましては鳥取県で進めて参りました生涯学習推進施策の成果なり、課題というものをまとめ、(2)番(3)番で今後の学びが果たす役割なり、これからの行政としての姿の方向性について議論を進めて参りました。特に2番の学びが果たす役割、そして今後の方向性について議論が集中されましたので、そのことについてポイントだけまとめさせていただきます。

今後の鳥取県の姿と学びが果たす役割について、主な意見を掲げさせていただいております。特にこれまで学ぶということに対して、その学んだことを生かすということに対して、いかに主体性を育てていくのか、こういうことを強調されておりました。これまで鳥取県としては、「未来をひらく鳥取学」なり、講座を開設して、県民の皆さんに広く学ぶということについての機会をご提供させていただきました。ところが、生涯学習の推進社会では学んでそれを活かす、そういう仕組み作りまで行政の役割としてあるにも関わらず、それを活かすということが弱かったんじゃないか、そこを学んだ方々が主体的に次にこれをどう活かしていくのかという道をつけていくなり、その選択肢を広げていくなり、そういう機会を作っていく、こういう役割というのが今後重要になってくるのではないかと。そういう主体的に行動する人をどう支えるか、支援していくかということのご意見をいただいたところでございます。また、学びが果たす役割の中で、今は年齢ごと、世代ごとの学びになっているのではないかとということで、どうしても、高齢者なら高齢者向けの講座、若い世代向けの講座というようなかたちで、世代ごとの講座開設というのが中心になっているのではないかと。年代を超えたふれ合いが大切であるということで、学びにもそういった年代を超えた機会というものを作っていくべき、こういったような学びの果たす役割についての視点からご意見をいただいております。今後の鳥取県の生涯施策の方向性についてでございますけれども、大きくは県の役割としてのご意見をたくさんいただきました。中でも、社会教育主事という社会教育の要となる人材育成、そしてそれらの者が活躍しやすくなるのをフォローしていくという視点での、県の役割の強化ということについてご意見をいただいたところであります。また、基本的な課題として、方向性や役割だけではなくて、鳥取県の社会教育が何を目指していくのかということ、まずは、はっきり打ち出していくべきという基本的な視点でのご意見をいただいたところでございます。更に今後の施策については、情報の拠点なり、相談窓口になれるような場所というのが名目上あるんだけど、それは機能しているのか、皆知っているのかという視点から、そういうところでの強化というご意見もいただいたところでございます。生涯学習施策、講座という、どうしても一定の年齢の方に偏った講座なり考え方というのが定着しているのではないかとということで、若い世代が賛同できるような、そういった施策の方向性なり考え方も出していくべきということで、幅広い世代の参画という視点でもってのご意見をいただいたところでございます。

2頁でございますけれども、第3回目で基本的なそれぞれの視点でのご意見というのはいただきました。次回第4回目は7月なり8月の時期に、答申の取りまとめの意見の集約というのを図って参りたいと思っております。11月頃に最終の取りまとめを行って、答申の準備を進めて参りたいと考えているところでございます。以上です。

## 報告事項オ 「読みメンになろう！」プロジェクトの実施について

### ○福本図書館長

続いて報告事項オ、「読みメンになろう！」プロジェクトの実施についてご報告いたします。絵本などにより読み聞かせを行う男性を「読みメン」と言っております。新たに今年度から読みメンになろうというプロジェクトに取り組んでおります。読みメンというのは島根県が発祥の地として、今回は島根県と連携しまして、父の日がある6月を読みメン月間としまして、様々な取り組みを行っておりますので報告します。主な事業内容ですが、1番の(1)読みメンパーク in とっとり開催結果ということで、既に6月13、14日に実施した事業についてあげさせていただいております。ご覧のような木村研さん、岩田英作さん、中島委員長にも講師になっていただきまして、様々な切り口から絵本やおもちゃとの関わりを、来場いただいた親子の皆さんと一緒に楽しんだというところでございます。参加人数は真ん中の表に載せておりますが、全体で181名、うち大人の男性が38名ということで、見ましたところ多くの若い父親、赤ちゃんを抱っこした父親、それから孫の手を引いたおじいちゃん世代の方も多く見られました。終わった後に皆さんに感想を聞いたんですが、本選びをする際のポイントが分かりやすかった、今後の参考にしたい、あるいは、劇ごっこがとてもおもしろかったので家族でやってみよう、などの様々なご意見がござ

いました。なお、この取り組みはテレビや新聞にも数多く取りあげていただきまして、その後目に見えて本の貸出が増えているなどの効果がございました。

めくっていただいて2ページですが、この読みメンパークを初めとします様々な取り組みを進めるために、2番にあげておりますように普及用のポスターやリーフレットを作成して、市町村図書館とか男女共同参画センター「よりん彩」、あるいは書店などにご協力いただいて普及活動を進めておりますし、一番右側の写真に載っております「とっとり読みメン手帳」というのは島根県とほぼ同じような手帳の内容なんです。これは先程の読みメンパークにいらっしゃった方にも配布したことで活用していただいております。他にも今月から毎月第3日曜日に図書館の男性職員によります絵本の読み聞かせをスタートしております。他にも県立図書館をはじめ市町村図書館などに読みメンコーナーを開設して、来ていただいた方に読みメンについて取り組んでいただくなどの取り組みをしております。秋には読書週間を中心とし、10、11月頃に図書館での「子育てオータムフェスタ」などを開催したいと思っております、その際に読みメンの取り組みも行いたいと考えております。以上です。

○中島委員長

では、これまでの報告についてご質問等あればよろしくをお願いします。

○松本委員

鳥取養護学校の今回問題になった保護者の方のお子さんは登校されているのでしょうか。

○足立特別支援教育課長

まだ登校しておられません。

○松本委員

働きかけはどうしているのでしょうか。

○足立特別支援教育課長

学校の方からは連絡を取らせていただいているんですけども。

○松本委員

反応がない。

○足立特別支援教育課長

はい。

○松本委員

人数を8人体制にするということを決めたみたいなニュースがあったんですが、それは間違いでしょうか。

○足立特別支援教育課長

8人については、これまで校長の記者会見で8人ということが出ておりまして、これは今の看護師の体制プラス、修学旅行とか、校外学習に付く看護師の数を勘案すると8名程度必要ではないかということで、8人という数字はマスコミの方でずっと8人というのが使われているものです。必ずしも8人にこだわるわけではございませんので、勤務していただくローテーションも含めて、多くの看護師を確保しないといけないということは思います。

○松本委員

今は一人採用になって6人ですか。



○足立特別支援教育課長

5人です。あと一人で1日6人体制が確保できると。

○松本委員

看護師協会からの派遣3人の方の期限はいつまでですか。

○足立特別支援教育課長

夏休みまでということをお願いしていますので、7月22日ぐらいの夏休みまでです。

○佐伯委員

やっと揃ってきたけれども、先のことを考えたら、まだという感じですね。

○中島委員長

この件については先日の臨時の委員会でも、募集をして、目標としては6月末ぐらいまでに従来の6人体制、ということが、相手のあることだから分からないけれども、整えられるかなというような方向で話したんですけども、現状としては5人で、かつ5人目の方というのがまだ慣れていच्छやらないということもありましたので、実質4人みたいな状況だということなんですよね。まずは子どもたちが学校に出て来れるということが最優先の課題だと思うので、そうすると、夏休みまでは保護者の方にも幸いといえますか、後20日程度、実質はたいした日数でもないの、それでいく。問題は2学期で、8月20日何日からというところが。従前の体制、本当言うと従前じゃないかもしれないけれど、もともとの体制までは少なくとも戻すということが、どう確保できるかということですね。それについてはどうですか。

○足立特別支援教育課長

看護師の確保について、頭数としては5人ですけども、実際には病院からの派遣が3人いますので、実質プロパーの看護師2人しか確保されていないというので、6人体制とするにはあと4人新たに雇用しないといけない。そうしないと実質6人にならないということがありますので、そこを今ナースセンターも含めて、あるいは学校の先生方の知り合いということも通じながらお願いしているところです。若干何人かは勤務条件等、問い合わせを受けている方がおられますので、その中から7月中には学校の方としても、若干何人ということまでははっきり分かりませんが、更に新たな雇用ができると思っています。いずれにしても数が足りませんので、夏休み明けには保護者が同伴しなくてもできるような体制というのをまず作らないといけませんので、そこは何とか看護師を確保するということを模索しなければいけないなど。

○中島委員長

それが模索なのか、マストなのかというと、やはりマストだと思うんですね。絶対的な課題だと思うので、どういう体制で6人という体制を作っていくかということなんですけども、この辺の道筋としてはどうでしょうね。

○足立特別支援教育課長

そこは学校の方とまだよく詰めておりませんが、盆なら盆までと一つ区切りを切ってそこまでに確保する。その後、やはり集まらないということになれば、またあらためて派遣をお願いするとかいうことも、その時点で目途を付けて確保するというようなことも考えたいというふうに思っているところです。

○中島委員長

これは問題の本質としては、学習権の保障ということになるんですかね。保護者が来てくれれば、学校での学習の機会は提供できるわけですね。それは保護者に対する関係なのか、子どもに対する関係なのかというと、問題の本質はどっちなんだろう。どうなんだろうね。それによって問題の深刻度が違っ

てくるなと思うんですね。保護者に助けてもらえさえすれば学習権の保障はできるんだと考えるのか、いや、そもそも保護者が来るというのは論外であり、保護者に頼っている限りは権利が保障されないのか。

#### ○山本教育長

学習権の保障の仕方には色々なやり方があると思うんです。教員が家に行って教えるというのもある中で今の選択。それは本人を含めて保護者の意向も含めて、学校で他の子と一緒に学ばせたいというニーズの中で今の選択をしている。そういう意味では広い意味で、やはり子どもの学習権の保障の一形態。保護者の手助けがなければ校内学習が成り立たないということは、やはりまずいんだということです。そういう選択をした以上は、ちゃんと確保しないとイケない。

#### ○中島委員長

だからやっぱり夏休み明けには、望ましいあるべき状態を確立するのがマストだと思わなければいけないということですよ。

#### ○松本委員

看護師にとって困難な職場、嫌な職場というような認識が何となく広がっちゃったような印象があるんですね。これを解消しないと。対応はしなければならぬけど、無理だと思うんですね。そこら辺どう考えていますか。

#### ○足立特別支援教育課長

今学校の中での体制ということで、看護師の皆さんが「改善してほしい」と言われたような点については、例えば直接看護師の方に保護者から要望がこないでほしいというようなことであったり、そういった医療的ケアについては、学校医を含めてやらなければいけないことを決定してほしいといったようなご要望を聞かせてもらいましたので、そのところはそういう方向で対応するようにしているところです。

#### ○松本委員

保護者を遠ざける。それはこの間も議論しましたがけれども、今現在可能じゃないですよ。トラブ的なものは今は起きてないんですか。

#### ○足立特別支援教育課長

今は特に起きてないです。

#### ○山本教育長

我々は看護師をひとくくりで考えていますけれども、訪問看護系の看護師さんと病院に勤める急性期の看護師さんとで、やはり基本的な考え方というのが若干違うみたいですね。急性期の方は医師の指示に基づいてしかしないということなんですけれども、訪問看護では患者さんなり周りにおられる方のニーズを聞きながら、できることは対応していこうという、この辺の違いがあるようで。そういう意味で、看護師といっても、どちらかという訪問看護に近い形の看護師さんなので、もともとそういうことに携わっておられる方も少ないですし、なかなか得られない状況はあるんですけれども。そうはいっても技術的にはどちらもやることは変わらないですが、そこに保護者との関係の部分が情報として広がっていることが、たしかにやりにくいということもあります。

#### ○佐伯委員

カンファレンスに参加されるのがいいなと思っています。教育の分野の担任とか、学部主事なんかも入り、できたら学校医さんが入られて看護師さんが入って、「学校としてはこういうケアをします」とか、保護者からこういう要望が出てますけれども、学校医さんが「ここまででいいじゃないですか」と皆が共通理解をすれば、その看護師さんも「こういう話し合いで、こういうふうにしてます」と言える。窓口は決まっているので、教頭先生がされると思うんですけれども、そういう体制をしようと、採用される方に説

明していけば理解が得られるんじゃないかなと思います。カンファレンスの時間に参加出来るだけの非常勤の方の勤務時間の調整というのがすごく大事だなと思うんですけども。けっこうカンファレンスは時間がかかります。一人一人の子どもについて、こういう見立てでこんなふうにしていくこと、教育に携わっている者は「こんなことがしたい。ここまでやりたい。」と思うけれども、医療の方からは「そこまで焦ってやらなくてもいい、ここまででいいじゃないですか」というご意見もお聞きしながらやっていたんですけど、とても時間がかかりました。

○中島委員長

どれぐらいの頻度で行われるんですか。

○佐伯委員

私は病弱の場合でしたから、月1回でしたけれども、必ず学校医さんに来ていただいて、けっこうな時間を取りました。

○松本委員

そもそもこういう看護師さんのお仕事、本来こんな職場ではないんじゃないですか。そこがよく分からないんですけど。だって、きちっと決まった障がいがあって、1日にこの処置をする、とやることは決まっているじゃないですか。緊急的なものは別として。処置自体が難しいんじゃないくて、後ろにいる人の心理的な圧力が一番嫌なことになっていると思うので、そこさえ遠ざければ、いい職場とは言わないまでも特別待遇が悪い職場ではないということアピールしないといけないと思うんですけど。

○佐伯委員

決まった処置をしていただければいいんですもんね。

○中島委員長

そういう意味でいうと、前回からの議論でいうと、もう一つの柱として保護者の方に告知をして、「場合によってはこういう対応になりますよ」ということを伝えていこうじゃないかということがあったと思うんですけど、これについて段取りは、ステップみたいなのはどういう状況なんですか。

○足立特別支援教育課長

全体的な話として、医療的ケアに対する要望については、学校医と仕切り直しというのは、26日の保護者会でも徹底をさせていただきました。特定の保護者に対しては一度話し合いを決定していたんですけども、メンバー的な調整がうまくいなくて、できるだけ早いうちに設定して告知をしたいと思います。

○中島委員長

これはやっぱり具体的な押さえをしていかないと。「落ち着いた仕事ができますよ」という話なので揺らぐというか。期日というか期限を定めて、いつまでにやりましょうということで、ぜひ進めていただきたいと思います。

○若原委員

看護師の6人体制というのは、看護師の定員というのが決まっているわけですか。

○足立特別支援教育課長

非常勤ですので、1日何時間分のケアが必要だということの中から、学校が時間帯の重なり具合も見えて、ローテーションで回しています。

○若原委員

その6人という数そのものは学校で見直しができるわけですか。学校には決める権限はないんですか。

○足立特別支援教育課長

基本的には学校から何時間分必要で、何人体制が必要なんだということを私どもの方に言っていただいて、必要な予算を確保するということになります。

○若原委員

その辺は障害者差別解消法が来年4月から施行されますが、求められている合理的配慮というのは、一人一人のニーズに合わせて、ここまでできます、というちゃんとした対応、配慮を求められているわけですね。最初から、そこまでしかできません、これに合わせて受け入れます、というやり方ではなしに、求められているのは一人一人のニーズに応じた配慮が必要だと言われているわけで、そうすると6人の体制でしか受け入れられませんという言い方は、たぶん出来なくなると思うんですね。けれども、かと言って無制限にどんなニーズでも受け入れるということもできませんので、合理的な配慮というのがどの範囲なのか。そしてそれを決められるのはどこなのかということですね。学校だけで決められないと思うんですけどね。

○足立特別支援教育課長

今おっしゃられたところは、合理的配慮は当然していかなければいけないということで、過度の負担との兼ね合いのところになってくると思います。ここは確かに学校だけで決められないところでありますので、文部科学省の方もこれからガイドラインを出すということになりますので、それも踏まえながら、教育委員会としてもどこまで対応していくのかというのを議論していかなければいけないと思います。

○中島委員長

今、役割としては就学指導委員会？

○足立特別支援教育課長

就学指導委員会のところは、学校の行き先の決定のところまでですので、そこを受けたそれぞれの学校及び学校設置者が判断をするということになりますので、県教委、学校ということになります。

○中島委員長

じゃあ、「鳥取養護学校ですよ」となったときに、通学になるのか、訪問になるのかみたいなことですか。

若干細かいことなんですけど気になったのが、養護教諭を、看護師をまとめるリーダー的な存在として位置づけるというのは、これは実際できるんですか。専門性という意味でそういうことが実際可能なんですか。

○足立特別支援教育課長

養護教諭は看護師免許を持っておりますし、これまで保健室にいるというケースが多かったんですけども、今回ちょっと緊急的なこともありまして、ケアルームの方に養護教諭にいていただいて、全体の目配りであるとか、特に病院から新しい看護師さんがローテーションで来られますので、目配りとかフォローしていくということでリーダー的存在ということで全体を統括する。

○中島委員長

今の鳥養の養護教諭の方というのは、そういう意味での色んな経験だとか実績だとかいうのがおありの方なんですか。

○足立特別支援教育課長

直接医療的ケアは、養護教諭は実施していませんけども、これまで当然手順書を作るに当たって保護者とのやり取りをしながら、医療的ケアをどういうふうにやっていくのかということ養護教諭が作っておりますし、そういうノウハウは持っています。

○中島委員長

おそらく今の事態を乗り越えるのに、漠然とした言い方になりますが、いわゆる人間力のある人でないと越えられない部分があるんじゃないかなと思うんですけど、それはどうなのでしょう。お若い方ですか。

○小椋教育次長

30歳ぐらいでしょうか。委員長がご心配されるように私も気になっていまして、校長先生に様子を聞きに行ったんですけども、校長先生は「大丈夫です。頑張ってます」ということでした。

○中島委員長

責任重くなりますね。それでも看護師さんに来てもらおうと思うと、「養護教諭がこのように機能しますから、大丈夫ですよ」と、ある種の防波堤とか役割を持ってもらわないとね。では「それは大丈夫だ」という前提で進めると。それから同じ今の第4番ですけども、2番で「保護者からの医療ケアに関する要望等を見極め、学校医との連携を強化する」なんですけども、今まで医者として、学校医とそれぞれの主治医との関係というのもあったじゃないですか。この辺はどうなのでしょう。

○足立特別支援教育課長

主治医の方がまず意見書のかたちで学校に提出します。それをもとに学校医が看護師に対する指示書を書きます。その流れというのは変わらない。ただ、学校医が書く指示書のところを保護者も含めて納得してもらおうということですね。

○中島委員長

今まで、その納得をするというプロセスはなかったんでしょうか。

○足立特別支援教育課長

十分ではなかったです。保護者が「こうしてほしい」という要望を聞いて、対応を変えていたところもあります。基本的な医療ケアのところは、当然指示に基づいていなければならないんですけども、手順であったり、必要に応じてという部分に関して、保護者の要望に沿って対応していたということがありましたので、そこも学校医の指示に基づくかたちで進めたい。

○中島委員長

そこを明確なことを実質機能するためには、学校医と保護者の間で納得が得られるということが肝になるところですね。それから、今後の検討中の対応で、②のところ、保護者からの相談を受け付ける総合窓口を事務局に設置するというのは、それはいいのか悪いのか、どっちなのかなと思っているんです。基本的には学校というふうにするのが、まずはスタンダードなんだろうなと思うんですけど、どうなのでしょう。

○足立特別支援教育課長

基本はまず学校に言っていただくということで考えています。その上で、なかなか学校の方で対応が足りない、あるいは学校に言いづらいというようなことがあれば、事務局の方でもそれを聞くという体制を敷いておくということで考えています。

○中島委員長

そこは保護者との間で、いい意味で納得ができた上でしないと、ややもすると関係がこじれてくると、県教委から、上から何か言ってもらおうというような感じになって混乱するというようなことが起こらな

いようにしていかないと、と思うので。今までの話を聞いていると、一部の保護者からそういう学校を通さずに県教委に言っておいてという動きも、無くもないのかなあという臭いを感じるんですけど。ここはもう学校との意思疎通であり、保護者との共通認識の確保ということになると思うんです。

○若原委員

実際のところ、今回の件だけに限らずいろいろな保護者のクレームが直接教育委員会の方に行くことはしばしばあることですか。

○小椋教育次長

しばしばというか、あります。

○松本委員

この鳥取養護学校の件にだけ特に設置するというのは変じゃないですか。鳥養だけではない？

○足立特別支援教育課長

他にも医療的ケアをしている学校が、皆生にも倉吉養護にもありますので、全体としてです。

○中島委員長

特別支援学校の医療的ケアについての相談窓口を作るということ。

○佐伯委員

ここに、スーパーバイザーを置くんですか。

○小椋教育次長

必要に応じて、いずれかのご専門のドクターに。こっちからも聞く仕組みにしたいと。

○中島委員長

これが分からなかったんです。そうするとまたプレーヤーが増えちゃって。学校医もいるし、主治医もいるし、スーパーバイザーもいるしという、また混乱しないかなと思うんです。

○田中次長

そこは基本的には、主治医と学校医の中で整理ができていはずなんです。そこを飛び越えて、もう少し大きな視点でという話がある場合に。

○小椋教育次長

第三者的な立場で判断をいただく必要があるケースがあるんじゃないかということだと思います。言い方が悪いけれども、当人同士でこじれてどうしようもないときに、第三者的に専門的に見ていただいてという。

○中島委員長

最初の切り札というか、まとめ役みたいな。さっき若原委員がおっしゃってた合理的配慮みたいなことも含むことというのが、この今後検討する最後の④の中にも含まれてくることになるんですかね。

○足立特別支援教育課長

そうですね。この中に含まれております。

○中島委員長

考え方はいいけど、実際どうするか難しいですね。考え方としては異論はないけど、どうしましょう。

○若原委員

看護師さんの方からすると、さっき松本委員が言われたように、鳥取養護学校には行きたくないという、やっぱりそういう気持ちがかかなり進行していつているんじゃないかと思しますので、こういう体制に改めましたという環境整備を含めて、「今後こういう体制でいきますので」ということをきちんと説明して、心配なく来ていただけるようお願いするしかないなと思っています。対応としてもこれぐらいのことしか、ちょっと私も思いつかないんですけど。

○足立特別支援教育課長

おっしゃられるとおり、安心して働けることを言っていけないといけない。一般論として、今回これだけ話題になりましたので、他の病院等にも行ったときに「まず集まりませんよ」と言われました。今ナースセンターの方から在宅でおられる方に電話をかけてもらって、募集をかけていただいてまして、一般のたぶんハローワークとかで求人をして、難しいかと思えます。個別に電話をしていただく中で、今の体制のこと等も触れていただきながらアプローチしていくのかなというふうに。

○中島委員長

そこはやっぱりこれまでも言いましたように、一本釣りでこの人をお願いしたいということで、社会的役割としてやらなければいけないことはあるということで、「あなたにこの場を助けてもらいたい」ということで、説得をしていくしかないと思うんです。とにかく、しっかりした人に一人入ってもらって、「あの人が行くなれば私も行くわ」というような感じの、しっかりした人をとにかく攻め落とすという気合がいるんじゃないでしょうか。

すみません。それから私、ちょっと気になっているのが、この前新聞報道で見たんですけども、常任委員会で校長の責任の問題についての発言が稲田議員からあったと。ちょっとどんな感じだったんでしょうか。

○山本教育長

稲田議員はもともと持論で教育界ってとにかく「皆で支えましょう」ということにするんでなくて、本当はあらゆることについて、誰かが責任を負うべきだという持論がある中での発言だと理解しております。そうは言っても責任の度合いというのは色々あるかと思えますけれども、これについては校長の動きはどうだったのか、所属長としての動きはどうだったのかというやり取りで、本人も「何か責任を取って辞めてもらわなければいかん」とか、そういう話ではなくて、責任の所在をきちんと明らかにすべきだという話でした。それはまあ保護者とのやり取りもあったかもしれないですけども、そういうところも含めて所属長としての責任というのは、あるべきじゃないかということです。

○中島委員長

その議論もこの委員会の席上ではすべきタイミングはあるんだろうなと思ってるんですけど、今はとりあえずこの状況で安定させることが第一だと思うので、それについて校長がしっかりと指導力が発揮できる体制というのを、まず我々は作ってあげなければと思うんです。

修学旅行というのは何日なんですか。

○足立特別支援教育課長

9月と聞いていたんですけども、まだ確認していません。

○佐伯委員

学部ごとに？

○足立特別支援教育課長

学部ごとです。

○中島委員長

何人ごとに動くんですか。数人？

○佐伯委員

数人。

○中島委員長

では報告事項イのことは以上ということ。

○坂本委員

報告事項ウの、不登校の一番多い学校は教えてもらえますか。

○佐伯委員

在籍した生徒の数があるので、人数が多いからといって不登校が多いとはいえないです。割合です。

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

個別の学校名ですか。

○坂本委員

あるところで聞いたら、一番多いのは全校で50人ぐらいと聞いたんですけど。そういう学校はありますか？

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

全校で50人ですか？中学校で一番多い学校は41人です。50人はありません。

○坂本委員

一つの学校で41人。なんとなく気になったので。

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

中学校は全校生徒数が50人の学校から680人の学校まであります。数字だけでということになると、40人はすごく多くて、30人は少ないということも言い切れませんし、また経年で見ていて増えたり減ったりをずっとやっています。

○坂本委員

40人以上というのはすごく気になって。大きかろうが小さかろうが、40人の生徒が悩んでいるということですから。何とかしないとと思うんです。

○佐伯委員

復帰させるためにはきめ細やかに接していかないといけないですよ。

○坂本委員

非行に走ったりするともっとかわいそうなので。

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

少し学校のことが出たので補足しておきますと、中学校全体で46人増えたというところがあるんですけども、中学校59校で並べてみると、前年度と同じ±0人というのは7校、減った学校は21校、一人でも増えた学校が31校。一応25年度と比較してということ。先程もありましたけれども、全



く前年度と同じ数字だった、あるいはプラス1人、2人という数をほぼ横這いと分けてみたんですけども、0を含めてプラス1人、2人というほぼ横這いの学校は59校に対して42校、要するにマイナス2人からプラス2人までの学校が42校。3人以上減ったという学校が7校、3人以上増えたという学校が10校あります。特に多く顕著に増えた学校もその10校の中に絞られていますので、10名前後以上、前年度増えたという学校については市町村教育委員会と連携を取りながら、その実態等について今、ケアや指導の方を確認しているところです。

○松本委員

確認ですけど、不登校だった時点でカウントされた子どもが、またある時点では復帰してた場合、この時点での不登校人数ですよ。そうすると、復帰した子が多かったら±0人でも、新たに別の子が不登校になっているけど数字的に現れないということはないんですか？

○山本教育長

1回不登校にカウントされてしまうと消えることはないです。戻ってきても30日以上休んでいたら、年度が変わらなると消えない。この時期に会議をやったというのは、学校ごとに洗い出してみて、市町村教育委員会と連携しながら対応、原因を追及していこうと。

○松本委員

逆に復帰している子どももカウントされているとなると、実態はもう減っている可能性もありますね。そこはデータとしてはどうですか。

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

5月に30日を越えてしまった子は翌年の3月まではずっとその子はカウントされ続けますので、年間32日しか休んでいなくても、5月の時点で30日を越えていたら、その子はずっと3月まで不登校の生徒として。

○松本委員

だから逆に。

○小椋教育次長

復帰した数をカウントされているのかというご質問ですね。復帰率みたいなものも表の中に分かるように、最近では表記するようにしています。

○中島委員長

何をもって復帰として線引きしているんですか。

○小椋教育次長

学校に戻ってきてほぼ休まずに登校ができるようになったという学校の判断ですね。落ち着いたみたいな。戻ってきた率は鳥取県は他県に比べて高いです。

○松本委員

これって年度末に調べるんですか。

○小椋教育次長

毎月報告をもらって、1年間を。

○中島委員長

でも復帰率は高い。6割復帰してたら絶対数として減り続けることにならんだろうか。

○山本教育長

年度のスタート時に落ちるんですよね。それからまた復帰していく。

○若原委員

年度前に復帰したらそのまま学年が上がったら、だんだん減っていくと思うけど。

○中島委員長

×0.6、×0.6で減っていくと。復帰からまた元に戻っちゃうのか。

○小椋教育次長

そうですね。復帰した子が次の学年に順調に来るとは限らないので、また何日か休んじゃって、結果30日越えちゃうケースもありますから。これはかなり微妙というか、なかなか難しい。

○松本委員

だから実態を表していないわけですよ。例えばこの中2で182人不登校がありますと言っても、復帰している子どももいるから。もしかしたら50人ぐらいかもしれない、不登校はこの時点で。

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

182人という数字は、年間で30日以上越えた生徒の数ですね。

○山本教育長

ずっと休み続けているというのはこんなにはない。

○松本委員

この数字だけだと実態を表していない。

○若原委員

全国でこういうカウントの仕方をしているから、一つの目安にはなる。

○中島委員長

実質、年度末の時点で不登校、それこそ仕切りをどこに設けるかですけれども、実質不登校だと思える子の数みたいなものはないですか。

○小椋教育次長

拾えると思います。3月分を4月の最初の方に報告しますので、それを元に今おっしゃる仕訳をすれば実態として。ただ、3月現在で学校に来てない子ということになりますね。その月その月ごとに人数が変動しているということです。

○中島委員長

今の状況というのは、ある中学でという話が去年からあって、資源の集中的な投下みたいなことで学校は安定してきているとか、良くなってきているということはあるんですかね。トータルな非行の関連も含めて。

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

すごくざっぱな言い方かもしれませんが、年度が変わったことによって、一番影響力のある中学3年生が卒業した分については、今のスタート時点は多少は落ち着いてはいるんですが、まだ5月、6月の段階ですので、今後に向けてという未然防止の動きは、各学校、市町教委ともしております。なので縦

のつながりが強い人間関係のところがあれば、やはり去年までは若かった子たちが今年の中2、中3に上がってくるということもありますので、そこに対してそういう動きがあるようです。

○松本委員

保護者から相談を受ける率はどのぐらいあるんですか。「この子が不登校で帰ってこない」とか、「遊んでいる」とか、「どうしたらいいか」とか。

○小椋教育次長

相談先はいくとおりも考えられます。学校が受ける場合があるし、事務局が受ける場合があるし。県教育委員会事務局が受けるものはすべて把握しています。学校が受けたものまでは全部は把握できていないです。

○松本委員

相談を受けてどういうふうに取り組んでいるのかイメージがまだ湧かない。その子を含めて保護者を入れて話し合いするというのはやるんですか。

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

学校に連絡が入ったり、学校が気づいたときには、もちろん子どもに対してやったことを確認させて、保護者の方に連絡して、保護者と一緒に指導して、今後のことについて話し合っ、という協議は必ず行われて、非常に深刻な件になれば、市町村教育委員会と連絡を取りながら教育委員会の指導主事が入って、ということもあると思います。

○松本委員

非行というかトラブルの中で精神的に落ち込んでいる子は、いくら言っても朝起きれないとか無理なのは分かるんですけども、通常夜遊びとか、悪い友達と遊んでいる子とか、そういう子は呼んで話し合いをして、そのときの子どもの反応というか、「明日からちゃんと出ます」とか、そういうような言葉を得るまでやってるかどうかなんですけども。

○小椋教育次長

今おっしゃってるのはかなり難しいと思います。現場の経験からいうと、そういうふうに話すと、ぽこんと反発してくるケースがもちろんあって、こちらが話す話をきちっと聞けるような関係になってないと、なかなかできません。それから、その場は「行きます」と応えても来ないケースももちろんありますから、学校はとにかくその子との関係を作りながら家庭訪問を、本人に会えないケースもあるので、そのときには保護者ときちっとつながれるように、保護者と電話だったり面談だったりをずっと続けます。

○松本委員

保護者が学校まで送っていくというのは無理なんですか。

○小椋教育次長

そういうケースもあります。実際お母さんが頑張られて毎朝連れて来られて、ちょっとの時間でも学校におられて帰っていくというケースもあります。

○若原委員

今、不登校でも色んな原因があると思うんですけども、不登校だけでもフリースクールのようなところに行っている子どももいるんですか。

○小椋教育次長

公でないところでは少ないと思いますが、市町村が設置している支援センターには、それなりの数が行っていると思います。

○中島委員長

それこそ今日の総合教育会議に向けてなんですけど、フリースクールをそういうものにしようということについては、今どういう動きなんですか。民間のフリースクールを義務教育で認めようという方向で国は示しておられる。今までの横井さんなんかとの話で、鳥取県独自の動きというのはあるんですか。

○田中次長

そういう取り組みをしておられる施設を、施設のなざくとした基準を昨年度小中学校課で決めました。鳥取市あたりでそれをもとに、施設を見られて基準に合っているかどうか判断されようとしています。

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

鳥取市は既に県のものと同様の指針をもとにして、鳥取市版を作られてその基準に合った施設については合格というかたちで認めて、その後は鳥取市教育委員会の学校長との間で協議をされて、そこに通えば登校とみなすということではなしに、その子がどういう状況でそこに通っているのか、民間の前の公的な支援センターは、あくまで学校復帰が第一にありますので、国にも県もそのことについては明記はされておりますので、学校復帰を目指して、その子に適切な指導をしている場合には出席と認めるというようなことを今後協議の上で詰めていくというふうに、既に鳥取市は動いておられる。

○中島委員長

それは来年度から、みたいな流れですか。

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

いえ、もうスタートしていますから、今年からの話です。

○中島委員長

整った施設なら、そこで通うことで出席とみなすということですか。

○小椋教育次長

出席とみなすかどうかは、ちょっと確定はしにくいかもしれませんが、倉吉の場合は平成23年度頃に、各学校に通知をして、こういうケースには市教委と協議をして、認めるか認めないかの判断をしましょうと。最終的な決定は校長ですので、認めるか認めないかの権限は学校長です。そのときのケースは鳥取県内ではなくて、都会のフリースクールのところに行かせておられたケースがあって、要するにこの子を通常の公立の支援センターと同じように認めてほしいという依頼が市教委にあって、手続きを作らないといけないということで作りましたから、今の鳥取市も同じようにその手順を踏んでおられると思います。

○中島委員長

じゃあ決定のプロセス、判断のプロセス自体は別に変わったわけではなくて、こういう場所だったら認めようみたいな基準を分かりやすくしようとしているという動きだということですか。

○田中次長

うちの県はそういう事情で、最初に言われたフリースクールは国の方で、議員立法で、フリースクールに対しても学校復帰前提じゃない、一つの教育選択肢として、というかたちの動きをしておられる。フリースクールと家庭教育というのを、保護者が個別の教育計画を作るということで、家庭教育も含めて認め、財政的な支援もするといった、そういう法を作ろうという動きもあって、そこを文科省的にはテクニカル

をどう受けとめるかということで、チームを作って検討しているという状況にあります。議員立法ですから乱暴な法律の作り方をするもので、早ければ今年中にも出来てしまうという可能性もあります。

○若原委員

下手をすると学校の存在意義が問われようとしている。

○中島委員長

既にアメリカとかはホームスクールとかいって、低学年までは家で面倒見ているのもある。

○若原委員

ホームスクールという教育制度を全部の州が認めているだろうか。

○田中次長

認めている州は多いです。家庭教育を選択肢として。

○中島委員長

いじめ、不登校についていうと、いじめについてはもちろん、いじめが起こること自体は教育の過程なので、良いことじゃないけど、それを一つの教育のパネにしていけばいいと思うので、いじめについて今は比較的大きな問題はないという認識でいいですかね。

○小椋教育次長

はい、落ち着いていると思います。かなり深刻な例というのは無いと把握しております。

○中島委員長

不登校については、やっぱりまだまだどうしたらいいか分からない状況がある。非行というのは基準の一つに立てる程ではないんですか。今までの我々の共通認識としては、あまり無くなってきたよねということでしたが、今特定校における状況だということなんですかね。

○小椋教育次長

生徒指導の毎月の報告には、今おっしゃる非行も、万引きとか、深夜徘徊だとか、そういうものは報告が上がってきていますので把握はしています。でも、そこは学校を中心とした市町村教育委員会も含めた対応ということで、県はそこに直接嘯むケースはほとんど無いと思いますけど、相談があって、何か専門機関にかからないかんというときは、あることはあります。

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

すみません。一つだけ追加といいますか、数値が出た時点では、中学校の数が非常にクローズアップされているんですけども、実は小学校も見ていただくと分かっていただけると思うんですけども、平成21年度から22年度には下がったんですけども、23年度から毎年上がっています。実際は、小学校の不登校率というのが非常に高いのではないかとセンターの方ではむしろ危機感を持っています。特にその下の学年別推移を見ていただきましても、例えば小学校2年生においては平成22年度、小2ですから何を不登校というかは別として、4、5人だったのが、昨年度12人というふうに一気に増えました。この表は縦で見ていただくより、斜めに見ていただいて、前年度何人出ているかというのは、前の年の1学年上の学年とで見ていただくと分かりやすいんですけども。そうすると、小学校で既に、26年度は前年度よりかなりそれぞれの学年が増えていますので、この学年が来年、再来年と、ずっと中学校に上がってくると、中学校の高止まりはなかなか止まらないということが言えて、今はそういった格好で、小学校においてもそういう意識を持っていただいて、未然防止に努めていただくようには、各市町村教育委員会が呼びかけているところです。ただ、小学校は本当に全体の数の中で3名、4名という数で、非常に少ないです。極端に中学校みたいに何十人という数字は出ませんので、非常に分かりにくいのと、あと不登校の

要因も様々ですので、そういった本人の無気力とか情緒的不安とか、色んなことで不登校傾向になった子どもが、学年が上がるに連れて増えてくるというような状況が起こっているということも、付け加えさせていただきます。

#### ○佐伯委員

鳥取県は少人数学級ということで、他県に比べれば、一クラスの子どもの数が少ないので、きめ細かな対応ができていと思うんですけど、それ以上に個性が豊かになってきているというか、いろんなところでちょっと落ち着けないとか、心が自分でコントロールできない子どもさんが多くなってきて、そこを学級担任がどう学級作りの中で受けとめながら、少しずつ生活力を付けていくのかということが非常に難しくなってるなということは感じています。なので、ちょっとしたきっかけで学級の中で浮いてしまうというか、本人が場が読めないということもありますし、ちょっとやっぱり衝動的な子どもさんが増えてきている部分で、「何かあその子どもは」と見られてしまうと自尊心も低くなってきて適応できないために、欠席がちになったりするのは多くなっています。ですので、これからの小学校の学級担任の役割ってというのは、授業力もだけれど学級経営力というか、子どもたちとの接し方みたいなところの許容範囲が広くないと、なんか学級をきちんとすればいいというような考え方ではだめで、色んな個性を受けとめながら、同じようなことを全部の子どもに要求するのではなくて、この子どもさんにはこんなふうにということが、できるようにしていくこと、とっても大事なかなと感じています。小さい学年ほど復帰は早いというか切り替えもできるので、これはとっても大事だなあと。そういう研修というか、事例研究会みたいなことを、地道だけでもしていかないと思うし、それから、担任だけではなくて、学校はチームとしてと言われているように、フォローしたり、色んなことで助言したりしながら、担任を支えながら、学級をうまく回るようにしていくということを学校全体で考えていかないといけないと思います。

#### ○中島委員長

すごく同感なんですけど、家庭の事情等もあるんでしょうが、一つ大きなのは担任の先生の指導力で、これは上げるということで、どうやったら上がるというか、難しいですね。

#### ○佐伯委員

割と若い先生なんかは子どもたちに対する自由度が大きくて、子どもの方の気持ちも楽になる。きめ細やかに指導していくのはまだまだかもしれないけれども、全部を認めるところが、逆に言ったら見習わないといけないところが沢山あるなど。

#### ○中島委員長

参観日で、算数で一つの問題を与えて、今どきだから色んな解き方をさせて、ぱっと早くできた子もいるんだけど、そうじゃない子からも別の視点で提示させて、早くできた子にも何か気づきを与えるみたいなかたちでの授業が恐らく目標のはずなんだけど、意見の拾い方が下手なんですよね。通り一遍聞くんだけど、遅かった子からおもしろい意見を拾い上げられないみたいなことがあって、どうしたらいいだろうなと思って見てたんですけども。

#### ○佐伯委員

このあいだちょっと授業参観に行ったときに、決して進行は上手でもないし、こんなふうになれば、もっと効果的だなと思う反面、授業を受ける子どもたちを見ていると、ちゃんと待っているとか、それから、いつもなかなか発言できない子どもも、順番だったけれども発言できた。先生の授業はもう一つかなと思うけれども、学級としては成立しているなと思っています。一人一人の子どもが活躍し、ちょっとした隙間の時間も静かにして、次の人が出てくるまでは待つなど、基本的な部分ができている、担任との関係は良好だろうなと思いましたね。基本としては、学級としてきちっと友達の出番も待ってあげるとか、言い方は上手ではなかったけれども、きちんと聞いたというようなところがないと、さまざまな子どもが発言できるということが成立していかないので、そこがまず大事なかなと。おっしゃるように、授業力がないと子どもが学ぶ楽しさを感じ、こういうことが分かってよかったという気持ちをもつことはできません。

それから自分は間違った答えを言ったんだけど、自分が言ったことによって皆の理解が深まったみたいなので、満足感が得られるというような、そういう学級作りがとても大事なんですね。

○中島委員長

では、ここまではよろしいですか。

では、続いて報告事項力で、これは人事に関する案件ですので非公開としたいと思います。では、関係課以外の方はご退席ください。

## 報告事項力 平成27年7月1日付人事異動について〔非公開〕

### 4 その他

○中島委員長

では、これで報告事項は終わりますが、何かございましたら発言をお願いします。

○大西教育センター所長

教育センターでございます。ICT教育のPTなんですけども、この3月に審議をいただいて、県のビジョンというものを策定、公表させてもらったんですけども、そこで学び教室支援を整えていくということで策定はしたんですけども、それをいかに進めていくかというときに、教育委員会内で共通理解をしっかりとしながら、また、漏れたところもないかとか、そういったこともしっかりと確かめながら進めていくべきだということで、プロジェクト会議的に、年に何回か持ちましょうということで進めています。第1回目を6月15日に持たせていただきました。第1回目ということで、各課のそれに関する事業を行っているのかと、その進捗状況はどうかというようなことを共通理解をしながら進めたというような1回目の会議でした。その中で大きくは、子どもたちはしっかりと機器活用能力なり、ICTを活用して力を高めていく、そういったことを進めていく中で、一方、機器とかインフラとかで、特に市町村立学校の場合は市町村の教育委員会と話をしながら進めていくべきだろうなということも、ここで引き続きやっていくことを確認しました。もう一つ教育委員会内に、ビジョンの中にも位置づけられていない情報モラルについても、ICTの活用を進めていく中で、やっていかなくちやいけないことを、しっかりと教育委員会内で組織的にやっていかなくちやいけないなということを確認しました。大事な動きについては、2回、3回と会を持っていきたいと思っています。

○中島委員長

毎回聞くんですけども、今はどこの県立高校が重点的にやっているんですかねえ。

○御船参事監兼高等学校課長

重点といいますのは、アクティブラーニングとの関連で、そこは今年度も引き続きやりますけれども、あとは8高ありまして、鳥取湖陵高校の情報学科が特別支援のプログラムを作っているというようなこと、岩美高校が新しくジオパークをもとにした体験学習をしていく中で作っていくこと、米子西高、鳥取工業高校、米子南高校は商品にぱっと当てると、プロセスとかレシピとかが出てくるというプログラムを作る、日野高校の学び直しのプログラムとか、特に智頭農林はアクティブラーニングを進めるものと同時に学び直しの新しいプログラムを作っていくかたちで、これがうまくいくと他所のところにも使っていけるという期待もしております。そういった実験的なところ、あるいは各校が望んだ取り組み、成果によってそれをまた横展開していくかどうかですね。

○中島委員長

小中はどうでしたっけ。

○小林小中学校課長

小中学校は、今の状況としては、子どもたちに ICT の知識とか技術を伝えるということは、ある程度は進んできておりますけれども、逆に指導者自身が子どもたちに教えるという部分で、若干ちょっと弱い傾向がありまして、指導する側の知識とか技術を更に高めるといようなことが、一つ課題としてあります。もう一つは、やはり ICT の整備ということになるとお金の話もありますけれども、その辺りが市町村によって違うと言いますか、重要度の捉え方が違うところがありまして、その辺りもある程度揃えながら、更に教員の指導力を身につけていくということが、今後更に必要かなと思っています。

○中島委員長

小中の先生方のテクニックを高めるような研修会みたいなのは。

○小椋教育次長

それは、教育センターがやります。

○小林小中学校課長

長けた先生がいらっしゃると、その学校はそれに学ぶというのはあるんですけど、そういう先生が全然いらっしゃらないときには校長さんが声を上げてくださらないとなかなか進まないところがあります。

○小椋教育次長

義務の学校は今課長が申しあげましたように、ハードの整備の状況がものすごく凸凹があって、例えば日南町なんかは一人一人の子どもたちがタブレットを持っている一方で、教室にプロジェクターもないという学校もかなりあって、例えば県の動きとしては、コンピュータールームもあるので、リース期間が終って次に更新するときに「タブレットにしてみられませんか？」とか、それから田中次長の方から話を進めてもらった、「県のリースの切れたプロジェクターを希望があれば安く譲ります」といったような、細かいことなんですけど色々なことで広げようとはするんですけど、市町村になかなか財源がなくて、かなり苦しいところの方が多いいがしています。

○中島委員長

今、報道なんか見ていると、自分のところの教育の最新性をアピールするのに「ICTをやってますよ」みたいなことで、けっこう目立ったところが勝ちみたいところがあるじゃないですか。保護者の側もニーズは「やってほしい」という漠然とした思いはすごくあるんだと思うんですよね。そういうことに対して本質的に意味のあることを返していくのは、結局は現場での実践の積み重ねしかないと思うんですけど、そこがうまく地域にも伝えていかなきゃいけないと思うんですけどね。

○若原委員

今さっき私が聞いたかったのはそういうことで、市町村によって取り組みが随分違いがあるんじゃないかと思ひまして、特に ICT 教育に熱心な市町村というのはどういうところかなということを知りたいかなと思ひました。日南町ですか。

○小椋教育次長

たぶん子どもの数も少ないですし、そのこともあるのかなと思いますけども、ICTに限らず、色々なことに取り組んでおられます。

○田中次長



小中学校で、学校単位の中でタブレットを入れていくとか、少しずつ増えてきてはいます。それも最低限普通教室にパソコンとプロジェクターがセットになってないと、どれだけ教員に研修をしてもらっても、道具がないとどうするかということです。やはり両方揃わないと進んでいきませんし、そういう最低限の基盤みたいなところを、市町村は金が無いと言われますけども、市町村には交付税で機器を整備することができるだけの金は計算上届いていることになっています。市町村の中で何にプライオリティーを置いているかという話になってしまうんです。そこをもうちょっと頑張ってくださいようお願いをしながら、教員の研修も教育センターの方でやっていくという両輪でやっていくことです。ICTはたしかに教育の一手段や道具にすぎないんで、そこで何か革新的に進むというわけじゃないですけども、それを使いこなせる教員がいて、初めて次に進める。

○若原委員

高校、大学でそういう教育が行われていますので、小中学校の段階である程度技能を持っていないと次に困りますよね。

○中島委員長

それではこれで閉会といたします。今回は7月24日ということでよろしいでしょうか。では皆さん、ご起立ください。これで本日の会を終了いたします。ご苦労様でした。